

高教組速報

長崎高教組 長崎市中川 2 丁目 2-5 TEL (095) 827-5882

2014年度
第12号

2014年11月20日
文責 馬場 隆

14確定交渉 第4回交渉 (11/19)

55歳昇給停止・今年度給与改定等賃金に関わる提案は継続協議へ 超勤縮減については いくつかの具体的対応を確認

高教組は 11 月 19 日、確定交渉の第 4 回交渉を行いました。交渉の冒頭で県教委は、55 歳昇給停止や今年度の給与改定、部活動指導手当等の増額と特別支援学校の給与の調整額の削減など、人事委員会勧告に関わる県教委提案については、11 月県議会での条例改正を断念し、継続協議としたいと回答しました。

今年度給与の改定を人質にとるような形で、全部を継続協議にするのはおかしい

この県教委回答について高教組は、今年度の給与改定等合意ができる部分については合意して実施すべきであり、それを人質にとるような形で賃金関係全体を継続協議とするのはおかしいと批判しました。これに対して県教委は、今年度の給与改定も「給与制度の総合的見直し」や 55 歳昇給停止等と一緒に人事委員会勧告で出されたもので一体のものと考えていること、勧告の内容は議会や県民も知っており、増額改定部だけ実施することには批判も出るとして、全体を継続協議とする姿勢を変えませんでした。

長期休業中に一定の休業日を確保できるように計画の精選を求めを確認

賃金関係の課題が継続協議となったため、その後は、超勤縮減の課題を中心に交渉しました。

4 日の第 1 回交渉では、県教委が長期休業中に授業日の上限を設定しているのは一定の休業日を確保することが目的であることを確認し、教育長も「授業日の上限設定の趣旨を踏まえて、いろいろな計画を立ててもらわないといけないというのは分かる」と述べていました。これを受けて高教組は、補習や合宿等も含めて、授業日

の上限設定の趣旨がいかされるように長期休業中の計画を見直すよう指導すべきだと要求しました。これに対して県教委は「学校の実態に応じて、きちんと精選してくださいということは言う」と回答しました。

高教組は、このことと関連して、これまで確認している上限や歯止めをきちんとすることや、新たに上限や歯止めをつくることの必要性を主張し、具体例として、50 分×7 時間授業の場合は朝補習はしないことについても確認を求めました。これについては県教委も、従来からそういう内容で指導していると回答しました。

初任研のレポートについては「負担過重にならないような配慮」を改めて伝える

高教組は、14 日の第 3 回交渉で、初任研・若手研についてのアンケートで、初任研のレポートが負担になったという意見が多かったことを指摘し、負担軽減のための対応を求めました。これに対して県教委は、実施要項の細目で「報告・レポート等の分量や提出期限については初任者の負担過重にならないように配慮する」と明記して指導しているが、やりかた次第では分量が多くなることもあるので、改めて趣旨を現場に伝えたいと回答しました。

現業賃金交渉も、今年度給与、行二水準への切替、55歳昇給停止等は継続協議に

確定交渉後に実施した現業賃金交渉の第 2 回交渉で県教委は、前回交渉で提案した、今年度の給与改定の見送り、行二水準への給料表の切替、55 歳昇給停止などについて、継続協議とすると回答しました。

労働条件を改善させるのは団結の力です 教職員の要求実現のためにあなたも高教組へ